有床診療所等消防用設備整備費補助金 基準単価・補助率

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備設備  | 種別  | 基準単価 （対象面積１㎡当たり）  | 対象経費  | 補助率  | 加算 （消火ポンプユニットを整備する場合）  |
| 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業  | 通常型スプリンクラー  | 21.4千円  | 整備のために必要な工事費又は工事請負費  | ２分の１  | １施設当たり 2,174千円  |
| 水道連結型スプリンクラー  | 20.7千円  |
| パッケージ型自動消火設備  | 25千円  | －  |
| 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備  | 24.3千円  |   －   |

# ■補助金額（補助上限額） 補助金額（千円未満切捨て） ＝ 基準額 × 補助率1/2

※ 基準額に比べ、実際の事業費が少ない場合は、その事業費が基準額となります。

（例：通常型スプリンクラー整備面積が50㎡の場合、基準額は1,070千円（＠21,400円×50㎡）となり補助金額が535千円（1,070千円×補助率1/2）となるところ、実際の事業費が基準額より少ない900千円だった場合は、基準額900千円（実際の事業費）×補助率1/2＝450千円が補助金額となります。）